

富士見市民青色防犯パトロール隊員募集案内

1 富士見市民青色防犯パトロール隊の活動について

- ①市の青色防犯パトロール車を使用して、富士見市内の防犯パトロールを実施します。
- ②防犯パトロールは、隊員2人以上で実施します。
- ③パトロール中に犯罪や不審者を発見したときは、速やかに警察署、市協働推進課に情報をお伝えします。
- ④パトロール中は、市から各町会へ配布している防犯パトロールグッズ（ベスト、帽子、腕章など）の着用を推奨しております。

2 富士見市民青色防犯パトロール隊員参加資格

- ①富士見市に在住している方
- ②心身ともに健康な方
- ③自動車運転免許証取得3年以上経過している方で日常的に運転している方
- ④上記の条件を満たしあつ町会長または地域まちづくり協議会会長が推薦する方
 - ・青色防犯パトロール車両を運転する隊員は、①～④のすべての要件を満たす方。
 - ・青色防犯パトロール車両を運転しない隊員は、①②④の要件を満たす方。

3 提出書類

- ①富士見市民青色防犯パトロール隊員名簿兼推薦書（様式第1号【表面】）
 - ②誓約書（様式第1号【裏面】）
 - ③隊員の自動車運転免許証の写し
 - ・青色防犯パトロール車両を運転する隊員は、①～③の書類の提出してください。
 - ・青色防犯パトロール車両を運転しない隊員は、①②の書類を提出してください。
- ※隊員本人に記入いただき、会長が推薦書に署名して提出してください。

4 報酬

- ・青色防犯パトロール隊員への報酬は、無償です。

5 車両維持管理費

- ・車両の維持管理費及び燃料費等については、市が負担します。

6 自動車保険

- ・補償内容
- | | | |
|--------|-------|----------|
| 対人 無制限 | 搭乗者傷害 | 1, 000万円 |
| 対物 無制限 | 人身傷害 | 5, 000万円 |

7 問合せ

富士見市役所 協働推進課 自治・防犯G

電話049-252-7121